



犬猫等販売業者の義務

① 犬猫等健康安全計画の遵守

登録時に策定した犬猫等健康安全計画については、その遵守が求められます。

② 獣医師との連携の確保

幼齢の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の健康及び安全を確保するため、かかりつけの獣医師をもち、定期的にその診察を受ける等、獣医師との連携が求められます。

③ 終生飼養の確保

販売の用に供することが困難になった犬及び猫について、譲渡等により、その終生飼養を確保することが求められます。

④ 販売制限

生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日)を経過しない犬及び猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されます。

⑤ 帳簿の作成

飼養する犬及び猫の個体ごとに、①品種等、②繁殖者名等、③生年月日、④所有日、⑤購入先、⑥販売日、⑦販売先、⑧販売先が法令に違反していないことの確認状況、⑨販売担当者名、⑩対面説明等の実施状況等、⑪死亡した場合には死亡日及び死亡原因について帳簿に記載し、5年間保存することが義務付けられます。

⑥ 所有状況の報告

毎年度、5月30日までに、登録を受けた都道府県等に対し、前年度の①年度当初の犬猫の所有数、②月毎に新たに所有した犬猫の所有数、③月毎に販売等した又は死亡した犬猫の数、④年度末の犬猫の所有数を届け出ることが必要です。